

秦野市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を制定することについて

秦野市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

行政不服審査法の全部改正により、審査請求への制度の一元化、審査請求期間の延長等による利用方法の改善、関係資料の写しの請求における手数料の納付義務の規定の追加等が行われたことに伴い、これらに関連する 9 条例の整理を行うため、改正するものであります。



秦野市行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(秦野市情報公開条例の一部改正)

第1条 秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（審査請求の取扱い）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号本文中「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「その不服申立て」を「その審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「その不服申立て」を「その審査請求」に改め、同条第3項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第5項を次のように改める。

5 審査請求に対する裁決は、その審査請求があった日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じたときは、その不備が補正された日）の翌日から起算して5か月以内に行うものとする。

第16条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第17条前段中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第18条第1項本文中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第19条ただし書中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(秦野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）の一部を

次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第4章 不服申立て」を「第4章 審査請求」に改める。

第38条の見出しを「（審査請求の取扱い）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号本文中「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「その不服申立て」を「その審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立てに対する決定又は裁決」を「審査請求に対する裁決」に、「その不服申立て」を「その審査請求」に改め、同条第3項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次号及び第3号において同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定又は裁決」を「裁決」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 審査請求に対する裁決は、その審査請求があった日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じたときは、その不備が補正された日）の翌日から起算して5か月以内に行うものとする。

（秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例の一部改正）

第3条 秦野市人事行政の運営状況等の公表に関する条例（平成17年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（秦野市職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和30年秦野市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第3項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第

14条又は第45条に規定する期間」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間」に改める。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条の規定する期間」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間」に改める。

（秦野市市税条例の一部改正）

第7条 秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（秦野市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第8条 秦野市固定資産評価審査委員会条例（昭和31年秦野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項に規定する書面」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項に規定する書面」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第10条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第5節中同条の前に次の1条を加える。

(手数料の額等)

第12条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付に係る手数料の額その他手数料について必要な事項については、秦野市行政不服審査法施行条例（平成28年秦野市条例第 号）の定めるところによる。

(秦野市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第9条 秦野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年秦野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 本市の執行機関が行った処分に対する不服申立てのうち、この条例の施行の日前に行った処分に係るものについては、なお従前の例による。